

広島県告示三百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、令和二年四月九日までの間、縦覧に供する。

令和二年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

千代田八千代線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
山県郡北広島町南方字青木ヶ原山一六一七三番二四地先から 山県郡北広島町南方字古屋之谷二三三六九番三 地先まで		一 二・〇〇〇 五 四・〇〇〇	一 〇・〇〇〇 五 四・〇〇〇	七 四・〇〇	幅員減少（不 用物件五〇・ 〇〇メートル ）